

●マイナンバーカード有効期間延長の手続きが必要な方

在留カードに在留期限がある場合、マイナンバーカード有効期間延長の手続きをしてください。
マイナンバーカードの有効期限までに申請が必要です。

持参するもの

- ・新しい在留カード
- ・現在お持ちのマイナンバーカード

※期限が過ぎた場合は、マイナンバーカードは失効します。再発行は有料(1000円)となります。

●在留期間更新許可申請中のため、新しい在留カードをお持ちでない方

在留期間の更新許可申請中の場合、マイナンバーカードの有効期限までに手続きをすると、現在の有効期限を2ヶ月延長できます。

持参するもの

- ・在留期間の更新許可申請中であることが分かるもの
(オンライン申請受付票や在留期間更新許可申請中スタンプが押された在留カードなど)
- ・現在お持ちのマイナンバーカード

※会社が証明した在留カードの預り証や申請中である証明書は不可

●マイナンバーカード有効期間延長の手続きが必要な方

在留カードに在留期限がある場合、マイナンバーカード有効期間延長の手続きをしてください。
マイナンバーカードの有効期限までに申請が必要です。

持参するもの

- ・新しい在留カード
- ・現在お持ちのマイナンバーカード

※期限が過ぎた場合は、マイナンバーカードは失効します。再発行は有料(1000円)となります。

●在留期間更新許可申請中のため、新しい在留カードをお持ちでない方

在留期間の更新許可申請中の場合、マイナンバーカードの有効期限までに手続きをすると、現在の有効期限を2ヶ月延長できます。

持参するもの

- ・在留期間の更新許可申請中であることが分かるもの
(オンライン申請受付票や在留期間更新許可申請中スタンプが押された在留カードなど)
- ・現在お持ちのマイナンバーカード

※会社が証明した在留カードの預り証や申請中である証明書は不可